## 介護保険広報紙

# 井戸端かいこ

年3回発行(3月号は北アルプス遊・交・学との合冊です)

### 平成29年8月号

大町市大町1058-33 大北福祉会館内 **北アルプス広域連合** 介護福祉課 電話. 22-7196



高齢になって外出が困難になると、生活上の困りごとの上位に『買い物』があげられています。このような、生活を支えるサービスの創出が地域の課題の一つですが、販売業者の方も工夫を凝らし、地域のニーズに応えるよう、買い物バスや移動購買車の運行など、サービスの幅を広げています。

本年度、市町村や広域連合では、さまざまな団体の皆さんが集まって高齢者の生活支援を 行う協議体を作り、生活を支えるサービスの充実を目指していきます。

#### もくじ

O			
1	高齢者実態調査結果の概要 2頁	4	介護保険料決定のお知らせ 7頁
2	高額介護サービス費の	5	特養入所申込み状況8頁
	制度変更について 4頁	6	広域連合職員募集について8頁
3	負担限度額認定申請について 6頁		

業計

画

の作成にあたり、

介護サ

皇等を把握:

するために、

ヒス利用者の

28年20日

度から3年間の第7期

介護保険

高齢

)実態調

査は、

平成

30

	対象者数	有効回答数		
要介護 要支援 認定者	2,661人	2,111人		
元気高齢者	274人	234人		
合 計	2,935人	2,345人		

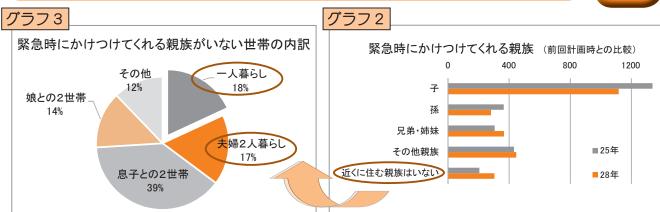
に実施. 元気な高齢者の合計2,885人 いる要介護(支援)認定者全員と、 とおりです(回収率79 がとうございました。 調査対象は、 今回は結果の一部をお知らせ それぞれ回答の状況は左記 しま にご協力い した。 在宅で生活されて ただき、 9 % 大変あ

グラフ1 在宅における要介護(要支援)認定者の世帯状況 100% 40% 60% 223人 1,502人 第4期(19年) 第5期(22年) 284人 1,652人 第6期(25年) 303人 1,570人 第7期(28年) 356人 1,718人 ■一人暮らし □家族と同居 ■その他(無回答)

ます。

#### 独居や高齢者のみの世帯が増加

要介護等認定者の中で、独居の方の割合は、前回調査時の15.2% (303人)から16.9% (356人) に増えました。また、一人暮らし世帯、高齢者のみ世帯とも増加傾向であることがうかがえます。

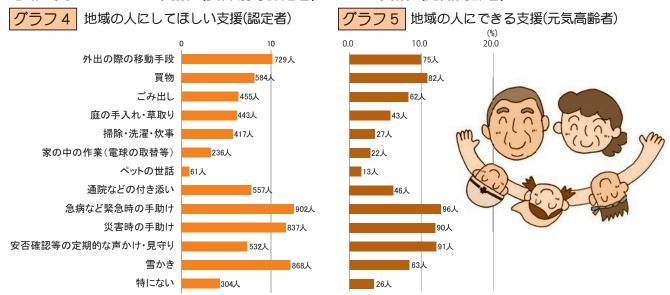


#### 緊急時に頼れる親族がいない方が増加

手助けが必要な時に「かけつけてくれる親族がいない」と回答した方(グラフ2)は、前回調査時7.8%(206人)から11.8%(304人)に増え、少子高齢化に伴う高齢者世帯の核家族化が進んでいることとがうかがえます。

また、緊急時にかけつけてくれる親族がいない世帯(グラフ3)は、一人暮らしと夫婦二人暮らしの割合が多いことがわかります。

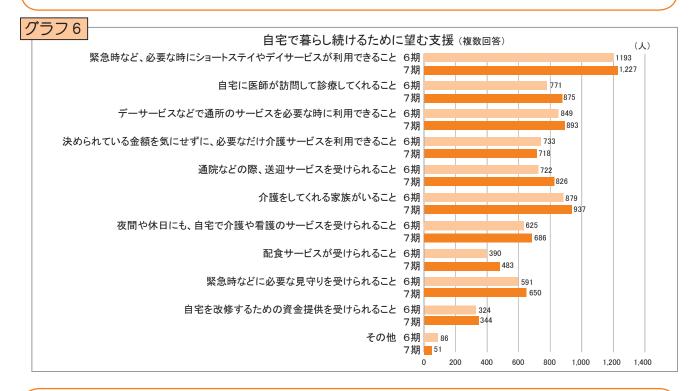
#### 地域の人にしてほしい支援(要介護等認定者)・できる支援(元気高齢者)(複数回答)



#### 地域の人にしてほしい支援は外出関連、掃除などの生活支援が多い

要介護等認定者の方が地域の人に望む支援は、「緊急時や災害時の手助け」のほか、「外出時の移動」、「買い物」、「通院の付き添い」などの外出への支援が多く望まれています。(グラフ4)また、前回調査にはなかった「雪かき」の支援についても希望が多くあがっています。

一方、元気高齢者の方が地域の人にできる支援としても、同様の回答が得られています。(グラフ5)



#### 自宅で暮らし続けるために望む支援は、必要時に医療や介護サービスを受けられること

要介護等認定者の方のうち、自宅での生活を希望する方は 65%を占めています。自宅で暮らし続けるために望む支援の多くは、必要な時に医療や介護サービスを受けられることで、これらの調査結果等をもとに、今後必要になるサービス等を検討し、第7期計画を作成します。

#### 高額介護サービス費の基準額が変わります (平成27年4月改正 平成29年8月施行

○介護保険サービスを利用してお支払いいただく利用者負担額には、月々の上限額が設けられています。

1 か月に支払った利用者負担額の合計が上限額を超えたとき、超えた分が払い戻されます。 上限額は利用者本人、世帯の収入状況等により、下表のようになります。

このうち、平成 27 年 4 月の制度改正により、本年 8 月から「世帯のどなたかが市町村民税を課税されている方」の上限額が見直しとなりました。

なお、申請手続きについては変わりなく、これまでどおりとなります。

対象となる方	平成29年7月までの 負担の上限(月額)	平成29年8月からの負担の上限(月額)
現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方	44,400円(世帯)	44,400円(世帯)
世帯のどなたかが市町村民税を課税されている方	37,200円(世帯)	【見直し】 44,400円(世帯) ※同じ世帯のすべての65歳以上の方(介護 保険サービスを利用していない方を含む) の利用者負担割合が1割の世帯に年間上限 額(446,400円)を設定(3年間の措置)
世帯全員が市町村民税を課税されていない方	24,600円(世帯)	24,600円(世帯)
前年の合計所得金額と公的 年金収入額の合計が年間80 万円以下の方等	24,600円(世帯) 15,000円(個人)	24,600円(世帯) 15,000円(個人)
生活保護を受給している方等	15,000円(個人)	15,000円(個人)

※「世帯」とは、住民票上の世帯員で、介護サービスを利用された方全員の負担合計額の上限額を指し、「個人」とは、介護サービスを利用されたご本人の負担額の上限額を指します。

見直される負担段階に該当するかチェックしてみましょう

1 同じ世帯のどなたかが市町村民税を課税されていますか。

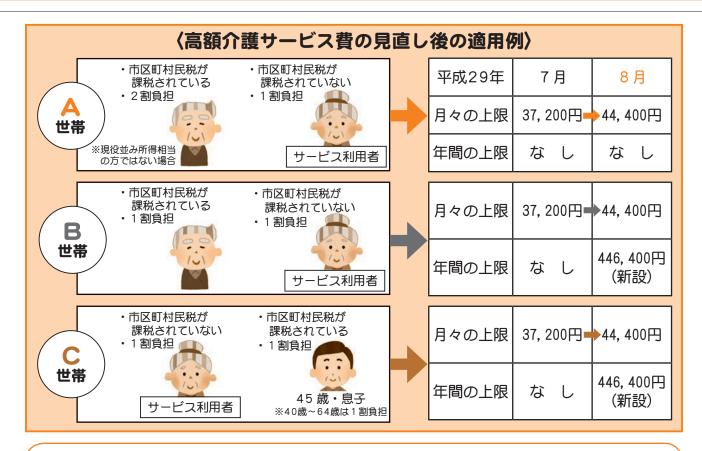
課税されている → 44,400円(月額)

(※世帯に現役並みの所得者がいる場合は従来から44,400円です。)

2 次の①と②の両方に該当する場合は、軽減措置を受けることができます。(※8月から翌年7月までを期間とし、翌年7月31日時点で判定します)

該当する → 年間の上限446.400円を適用

- ① 同じ世帯のすべての 65 歳以上の方(介護保険サービスを利用していない方を含む)の利用者負担割合が 1 割負担
- ② 世帯が「現役並み所得者世帯」に該当しない 「現役並み所得者世帯」とは、同じ世帯に 65 歳以上で課税所得 145 万円以上の方がいて、 同じ世帯の 65 歳以上の方の収入合計が 520 万円以上(単身者の場合は 383 万円以上)の 場合をいいます。

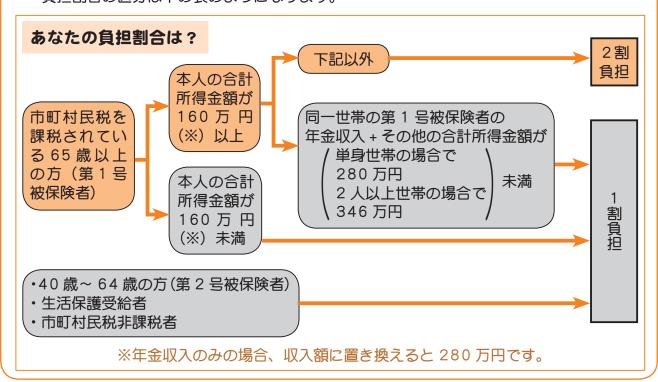


#### 利用者負担割合について

○介護保険のサービスを利用される場合、サービスを利用した総額の1割か2割を自己負担していただきます。

当広域連合では、7月11日、更新となる方全員に「介護保険負担割合証」をお送りしました。介護保険サービスをご利用の際には、利用事業所等に提示してください。適用期間については、平成29年8月1日から平成30年7月31日となっています。

負担割合の区分は下の表のようになります。



## 利用者負担の軽減について

#### 短期入所や施設を利用する時の食費と居住費の軽減について

介護サービスを利用する時にかかる食費や居住費(滞在費)は、利用者と事業者の契約によって料金が決められ、原則として利用者の全額自己負担(下の一覧中の「基準費用額」)になります。しかし、所得が低い方は、負担限度額申請を行い認定がされた場合、自己負担を軽減することができます。対象となるサービスは、短期入所(生活・療養)サービスと施設サービス(特養・老健・療養)です。

#### ○負担限度額認定を受けるための条件

- ①同一世帯の全員が市町村民税非課税
- ②配偶者(別世帯の配偶者も含む)が市町村民税非課税
- ③預貯金等(※)の額が 配偶者がいる方:合計2,000万円以内

配偶者がいない方:

1,000 万円以内

※ 預貯金、有価証券(株式・国債など)、金・銀など、投資信託、タンス預金(現金)となります。

#### ○負担限度額認定の申請について

新規に申請する方は実際に短期入所や施設を利用する時に「負担限度額認定申請書」により申請してください。すでに負担限度額認定証をお持ちの方は認定の有効期間が8月~翌年7月末のため、8月中に更新申請のお手続きをお願いします。

申請には、必ず「配偶者の有無についての記載」「預貯金等の申告」また、添付書類として、申請日の直近から2か月前までの期間の通帳等の写し(本人分と配偶者がいる場合は配偶者分も)が必要です。申請の詳細は、担当のケアマネジャーやご利用の施設、北アルプス広域連合にお問い合わせください。

			1 日あたりの居住費(滞在費)				
	利用者負担段階	1日 あたりの		従来型個室		ユニット型	
机用石具担权相		食費	多床室	特養	老健・ 療養等	準個室	個室
第1段階	生活保護受給者、市町村民税非 課税世帯に属する老齢福祉年 金受給者など	300円	四0	320円	490円	490円	820円
第2段階	市町村民税非課税世帯に属し、 (合計所得金額+年金収入額) ≤80万円を満たす者など	390円	370円	420円	490円	490円	820円
第3段階	市町村民税非課税世帯に属する、第2段階以外の者など	650円	370円	820円	1, 310円	1, 310円	1,310円
基準 費用額	市町村民税課税世帯など(負 担軽減がない場合の自己負担 額)	1, 380円	370円	1, 150円	1, 640円	1, 640円	1, 970円

<sup>※</sup>基準費用額は、国の定めた基準額です。実際の負担額は入所されている施設により異なる場合があります。

## 29度介護保険料決定のお知らせ

平成 28 年の所得及び市町村民税課税状況が確定したことにより、平成 29 年度の介護保険料が決定いたしました。65 歳以上の方には、下の表のとおり、納付方法別(普通徴収・特別徴収)に通知をお送りいたしますので、ご確認ください。

徴収方法	(納付書や□四	<b>収の方</b> 座振替の納付) Iを送付しました。	特別徴収の方 (年金からの天引き納付) ※ 8 月末に通知します。		
対象者	年金年額 18 万円未満 約6か月間の方等	i、65 歳になってから	年金年額 18 万円以上の方		
いるものて	<ul><li>・介護保険料納入通知書</li><li>・送付案内 (8月から特別徴収に切り替わる方は、特別徴収開始通知書も同封しています)</li></ul>		<ul><li>特別徴収開始通知書</li><li>通知書の見方</li><li>※一例を示したもので、金額等は全ての人にあてはまるわけではありません。</li></ul>		
必要な対応など	【納付書の方】 期限までに金融機 関または市町村役 場窓口でお支払い ください。	【口座振替の方】 月末までに指定し ている口座の残高 をご確認ください。	年金からの天引き納付となりますので、 個別にお支払いいただく必要はありません。 ※年金から天引きされるのは2か月分の介護保 険料です。		

年金が年額 18 万円以上受給されている方は、原則介護保険料は年金から天引き(特別徴収)されますが、次のような方は年金からの天引き(特別徴収)になりません。

- (1) 65 歳になったばかりの方
- (2) 他の市町村から転入された方
- (3) 年金を担保に借り入れをしている方
- (4) 所得の更正により介護保険料の所得段階が下がった方

※ 65 歳になられた月からおよそ 6 か月間の介護保険料の納付方法 は、必ず普通徴収となりますので、この期間は、毎月お送りする納 付書での納付または口座振替(毎月末の口座引き落とし納付)によ りご納付ください。

その後、特別徴収に変わる際には、あらためてご通知いたします。

口座振替の登録をすると納め忘れがなくて安心ね!

ご不明な点は下記までお問い合わせください。

北アルプス広域連合 代表電話 ☎22-6764 介護福祉課 介護保険係 直通電話 ☎21-3324

#### 1729£37E **FRARK**

#### 【介護度別入所申込者の待機場所】 (人)

(平成 29 年 7 月集計)

	待	機場	所	
在宅	老人保健施 設	グループ ホーム	療養型 ほか	合 計
5			1	6
56	53	4	6	119
32	34	4	4	74
24	35	1	6	66
117	122	9	17	265
	5 56 32 24 117	在 宅 老人保健 施   5 5   56 53   32 34   24 35	在宅 老人保健 がループ ホーム   5 5   56 53 4   32 34 4   24 35 1   117 122 9	在 宅 老人保健 が ボーム グループ 原養型 ほ か   5 1   56 53 4 6   32 34 4 4   24 35 1 6

<sup>※「</sup>療養型ほか」は療養型医療施設のほかに有料老人ホーム等を含み ます。

に定住できる人

体で259人です。待機場所の割合は 介護3以上の入所申込者数は、大北全 平成29年7月入所判定委員会時の要

▼職種・募集人数

〇一般事務 (初級)

若干名

○介護職員 〇土木技師 初級 (初級) 若干名 若干名

▼勤務先

則要介護3以上」となり、平成29年7月

護保険法改正により「新規入所者は原 おります。また平成27年4月からの介 在宅43・2%、施設等56・8%となって

に開催された特例入所の判定委員会に

(要介護1・2)の方から特例入所

養護老人ホーム 「鹿島荘」 北アルプス広域連合事務局

介護老人保健施設「虹の家 般廃棄物処理施設

「北アルプスエコパーク」(建設中)

生活が難しいため入所の必要性がある

と判定された方は6人でした。

の申し込みがあり、その内、ご自宅での

のいずれか。

〇土木技師 ○介護職員

北アルプス広域連合事務局

介護老人保健施設「虹の家」 グループホーム「ひだまりの家」 養護老人ホーム「鹿島荘」

受験資格 ○大町市・北安曇郡内に居住してい るか、 実家を離れているが採用後

式30年

〇昭和58年4月2日~平成12年4月 ○高校卒業程度の学力を有する人 1日までに生まれた人

受験手続 平成30年4月1日 ¥ 採 用 日

送(9月8日必着)または、 申込書等に必要事項を記入の上、 北アルプス広域連合事務局総務課へ 直接、 郵

1221676

4月採用の職員を次のとおり募集します。 北アルプス広域連合では、平成30年

・募集要領について

募集要領、申込書などは、

北アルプ

ス広域連合事務局総務課総務係でお

ムページからも

持参してください。

受付期間 渡ししています。 入手できます。 郵送請求又はホー

平成29年8月7日(月)~

1次試験・内容 9月8日(金)まで。

○試験日

·一般事務

平成29年10月15日(日)

字程度) 格診断検査、 教養試験、 事務適性検査、 作文試験 (800文 一般性

介護職員 土木技師 教養試験、 查、一般性格診断検査、 (800文字程度) 専門試験、 事務適性検 作文試験

2次試験 文字程度 性格診断検査、 教養試験、 職場適応性試験、 作文試験(800 般

実施 1次試験合格者を対象に11月下旬に

総務係 北アルプス広域連合事務局総務課 \*お問い合わせ先

080